

『人文学研究所報』投稿規定

2022年6月15日改訂
神奈川大学人文学研究所常任委員会

(1) 投稿規程

- a. 本誌は、神奈川大学人文学研究所の機関誌であって、年2回（9月と3月）発行する。
- b. 本誌は、研究論文、研究ノート、翻訳、書評、研究所活動報告などを掲載する。
- c. 投稿は原則として所員・客員研究員に限る。ただし、書評については、所員以外でも可とする。
在外研究期間中に投稿する場合、研究所、出版社と常に連絡が取れる状況にあること。
- d. 投稿原稿は未発表のこと。
- e. 投稿希望者は所定期日までに「執筆申込書」を人文学研究所に提出する。
- f. 研究論文・翻訳は30,000字以内、研究ノートは12,000字以内、書評は8,000字以内とする。欧文の場合は、17,000語以内とする。総字数には注と参考文献を含むものとする。
- g. 注は、原則として原稿の末尾にまとめる。
- h. 謝辞があるときは、本文の終わり、注の前に置く。
- i. 研究論文の場合、本文の前に、日本語で400字程度の要旨および5つ程度のキーワードを記載する。
- j. 研究論文提出の際には、日本語以外の言語で、タイトル、執筆者氏名、要旨（英語であれば、200語程度）、キーワードを記載した「別紙」を、あわせて提出する。
- k. 原稿提出の際には、所定期日までに、原稿（「別紙」を含む）の電子ファイルおよびハードコピー、「原稿表紙」を提出する。
- l. 原稿の採用および掲載方法については、常任委員会に一任する。

(2) 編集規程

- a. 原稿は、研究論文、研究ノート、翻訳、書評、研究所活動報告の順に掲載する。
- b. 各項目については初出原稿を先に、継続原稿を後に掲載する。
- c. 印刷部数は200部とする。

(3) 校正規程

- a. 研究論文、研究ノート、翻訳の校正は原則として執筆者校正とし、再校までとする。
- b. 表紙および目次は、編集委員・執筆者双方で校正する。
- c. 研究所の活動報告は編集委員が校正する。

(4) 著作権規定

掲載原稿については、著作権（複製権、公衆送信権を含む）を当研究所に一括譲渡することに同意しているものとみなす。また本誌は人文学研究所HPで公開し、神奈川大学学術機関リポジトリに登録する。